

## 「四海兄弟」

### ① アジテーション

「近寄るなフィリピン人！」「日本人じゃなくせに！」1人の幼い女の子は、毎日同級生からこんな言葉を投げつけられていました。そこには確かに、在日外国人差別の姿がありました。日本人でないことは罪でしょうか？フィリピン人であることは罪でしょうか？いやそんなことはない、そんなことあってはならない。しかし同級生たちは彼女がフィリピン人であるということを馬鹿にし続けた。彼女は、耐え続けました。孤独に。侮辱された悲しみに。自分自身を全否定された苦しみに。日本人の同級生と仲良くなることを夢見ながら耐えようとしていました。そんな中でも、彼女のことを心配し続けた母親をなんとか元気づけようと、プレゼント用にマフラーを編みさえした。しかし1年以上の時間が流れ、遂に彼女は耐えられなくなり首を吊りました。母親にプレゼントするはずだったマフラーで。

### ② 理念

皆さん、在日外国人差別ってなんでしょう。一体何が、彼らをこれに駆り立てたのでしょうか。育ってきた文化が違うことでしょうか。生まれた国が違うことでしょうか。流れている血が違うことでしょうか。一つ、これらについて言えることがあります。それは、自らで変えることができないということです。すなわち、今までも、そしてこれから一生背負わねばならないものだということです。皆さん、どうでしょう。一生背負わねばならないものを理由に自分を否定され、侮辱され、排斥されたら。嫌なら故郷へ帰れと言われたら。そして、周囲の日本人を恨むしかなくなったら。自分を恨むしかなくなったら。冒頭の彼女はこの中に身を置いていた。こんな不条理の中に放り込まれていたんです。こんなことは断じて許されるべきことではない。なんとしてでもなくさねばなりません。

本弁論の目的は、在日外国人差別を解消し、彼らの直面する不条理を取り払うことにあります。

### ③ 現状分析

では、在日外国人に対する差別を取り巻く現状を見てみましょう。現在の日本では、在日外国人の人数は増加し続けており、220万人を超えています。もしかしたら、「在日外国人への差別なんてかなり解消されてる問題なんじゃないのか。」と、思う人もいるかもしれません。確かに、外国人でも生活保護を受けられたり、教師や弁護士になることもできるようにはなりました。しかし、実際には、在日外国人の約半数が未だに差別を実感しています。しかも、この割合はここ20年の間、ほとんど横ばいでした。在日外国人差別の多くは、学校でのことはもちろん、仕事場での問題。さらには、近所づきあいが上手くいかないこと、住居探しが困難であることなど、日々の生活の中でこそ

多く現れているのです。在日外国人差別は解消された？いや、そんなことはない。在日外国人差別は、実際のところほとんど解消なんてされてはいないのです。その上、実際に差別を受けてしまった在日外国人に対する、**裁判などによる救済**も不十分です。現在でも、90%の在日外国人が、差別を受けた際の**救済**の強化を求めています。

このように、在日外国人差別は依然として存在し、多くの在日外国人が**救済**されることなく苦しみ続けているのです。

#### ④ 原因分析

では何故このような状況に陥っているのでしょうか。原因は2つです。1つ目は日本人の在日外国人差別解消に対する**意識**の低さ。そして2つ目は在日外国人差別に対する救済制度の不備です。

まずは1つ目。日本人の在日外国人差別解消に対する**意識**の低さです。差別を実感している在日外国人の割合がひたすら横ばいであることは先ほど申し上げました。では、我々日本人は一体何をしていたのか。まさか差別の存在に気づいていなかったのでしょうか。そんなことはありません。横浜市の調査によると、日本人住民の90%以上は、在日外国人差別の存在を認知していました。ところが、**在日外国人差別に問題意識を持っている**人の割合は、20%にも満たなかったのです。これでは解消できる物も解消できません。

次に2つ目、在日外国人差別に対する救済制度の不備です。**精神的な苦痛を受けたと****いった、差別の被害を受けた**時、異議申し立ての手段として裁判に訴えることができます。しかし裁判には、少なくとも100万円近い費用と、平均8ヶ月もの時間がかかってしまいます。そのため、実際に裁判を起こす人は極わずかです。そこで現在の日本には、裁判の他にADRという、第三者の専門家によって、争いを解決するために調停をしてもらうための制度が存在します。これは、本来裁判を起こすに至らない、小さな争いを解決するために設けられた物で、費用や時間も、裁判より抑えられます。しかしこのADRには限界があります。お互いの合意の上に成り立つADRは、参加を断ることや、決定を無視することが可能。権限が弱すぎるのです。実際に、法務省の人権擁護局では、年間30万件の相談や2万件以上のADRの申し立てを受けてはいますが、結局、調停の結果解決される案件は、申し立て数の内の5%にしかなっていません。多くの人は、結局泣き寝入りするしかないのです。

つまり、現在の日本では、在日外国人差別解消に対する日本人の関心が低いために、差別が根本的に解消される方向に向かっておらず、差別の被害者に対する救済も不十分であるため、今苦しんでいる人を救うこともできていないのです。

#### ⑤ 政策

そこで私は、2つの政策を提言します。1つ目は、異文化理解教育の拡充です。これによって、日本人の、在日外国人差別に対する意識改革を行います。そして2つ目は、人権委員会の設立です。これによって、現に差別を受けている人々の救済を目指します。

まずに1つ目、異文化理解教育の拡充についてです。具体的には、異文化理解教育を義務教育課程のカリキュラムに盛り込み、全国的に実施します。内容としては、他国の文化を学んだり、在日外国人の方に、差別の経験について講話を行っていただくなどします。今までも、在日外国人差別の解消を1つの目的として、このような異文化理解教育は一部では行われて来ましたが、とはいえ、今まで異文化理解教育はカリキュラムとして定められている物ではなく、学校が各自で行ってきた上、単発のイベントに終始してしまいがちでした。そのため、全ての生徒に行き渡ってはいません。しかし、異文化理解教育自体には効果があり、実際にお茶の水女子大学が行った実験によれば、異文化理解教育は、生徒の90%に在日外国人差別の解消の必要性を認識させることができるとされています。そこで、この政策によって、異文化理解教育を全ての生徒に行き渡らせるのです。

次は2つ目の、人権委員会の設置についてです。人権委員会とは、人権侵害の被害者に対する救済機関の形態の1つであり、現在では韓国やカナダ、オーストラリアと言った国々で採用されている制度です。この人権委員会は、調停などによって、在日外国人差別も含めた、人権侵害に関する争いを解決します。しかしこの調停は、先ほど述べたADRとは異なるものです。人権委員会が行う調停は、参加に法的な強制力を持つのです。そして、調停が成功した場合、そこでの決定を実行することにも強制力を持たせます。人権委員会は、従来のADRより権限が強く、準司法機関としての機能を果たすのです。実際に、カナダの人権委員会では、申し立ての内、80%を調停の結果として解決させています。もちろん大きな権限を有するからには、公正さを保つことが必要です。そのために、人権委員会は政府から独立して運営されます。また、委員としては、弁護士資格を持つ人などを採用し、公正さと共に、専門性を以て対応を行えるよう配慮も行います。こうすることで、今まさに発生している在日外国人差別を、よりも多く、より確実に解決させることができるようになるのです。

以上2つの政策を行うことによって、在日外国人差別を長期的に解消させると共に、今まさに在日外国人差別を受けている人々を救うことができます。そうしてこそ、彼らの直面する不条理を取り払うことができるのです。

#### ⑥ 締め

冒頭の彼女。彼女は、理想を思い描いていました。フィリピン人だと罵られることなく、日本人の同級生と暮らしている、ただそれだけのこと。それを漫画として書き付けて、大事に大事にしまっていたんです。しかし彼女はその理想を現実に見ることなく亡くなりました。彼女をそこまで追い立てたのは私たち日本人です。しかし、苦しむ彼女を慮る手紙を出した同級生も、彼女の死後もなお苦しみ続けた御両親を支援したのも同じく日本人でした。ここにいる皆さんが、今まさに苦しんでいる在日外国人を見過ごさず、救いの手を差し伸べられることを、願います。

ご静聴、ありがとうございました。

